

王澤不渴鈔作者考：文鏡秘府論との関聯をめぐって

大石, 有克
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/9362>

出版情報：語文研究. 90, pp.16-27, 2000-12-26. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

王澤不渴鈔作者考

——文鏡秘府論との関聯をめぐって——

大石有克

一

『王澤不渴鈔』（以下、『王澤鈔』と略称する）は鎌倉期に成立した詩学書であることは周知である。またその作者についても良季であると云うのが一般のようである。^{（注）}これには勿論、明確な根拠がある。それは『王澤鈔』と同名の注釈（以下、これを『王澤鈔注』と呼称する）に次のようにあるからである。

此鈔者良季撰也。池之坊不断光院住寺、仁王九十代後宇多院建治年中之撰也。

これから見る限り、作者は池之坊不断光院の良季であり、建治年間に成立したことが読み取れる。良季についてはその経歴は余り詳らかでないが、『普通唱導集』の作があり、真言宗の学匠として、唱導の大家としての把握がなされているよ

うである。成立年次については夙に川口久雄氏に建治二（一二七六）年七月であるとの指摘がある。^{（注）}このことは後に挙げる『王澤鈔』序の末尾に「于時、困敦之歳半闌、孟秋之天漸涼」とあることから推測出来る。「困敦」とは子の年の異名であり、「孟秋」は七月を示すものである。つまり、『王澤鈔』はある子の年の七月に成ったと云うことになる。ここで先に挙げた『王澤鈔注』が説く内容を信用して、成立時期が建治年間であったとすれば、その成立は建治二年七月と云うことが出来る。

さて、『王澤鈔』が弘法大師空海の『文鏡秘府論』の影響を受けていることは既に小西甚一氏の指摘がある。^{（注）}しかし、その指摘の多くが句端（発端辞）の説に関する問題であり、全体の内容については詳細には言及されていない。

以下では小西氏が取り上げられた句端の説以外の『秘府論』から影響を受けたと思われる『王澤鈔』本文の読みを手

掛かりに考察を進めることにしたい。そこから窺える事柄から作者が真言宗の僧侶、良季であるのかと云う点について再検討を試みることにする。

二

まず、『王澤鈔』序文に見える『秘府論』の影響について考察するために、『王澤鈔』上巻の序文の全文を次に挙げる。

大聖君馭_(イ)人也、垂_(イ)教令_(イ)而必成。童蒙立_(イ)身也、非_(イ)文章_(イ)而豈耐乎。孔宣勸_(イ)詩之_(イ)言面牆、誠夫可_(イ)耻者歟。因_(イ)慈_(イ)、予歷伺_(イ)儒林_(イ)、携_(イ)舒布_(イ)之聲。泛尋_(イ)文囿_(イ)、學_(イ)愬成_(イ)之韻。雖_(イ)然、性素遲鈍、未_(イ)快_(イ)此事。仍特雖_(イ)非_(イ)悅目_(イ)之媒、聊欲_(イ)貽_(イ)傳口_(イ)之志。抑諸家爭談_(イ)病犯_(イ)、諸儒各造_(イ)格律_(イ)。載多_(イ)狂_(イ)車_(イ)、重何染_(イ)筆。然而偷披_(イ)玄妙_(イ)之篇、還迷_(イ)蒙昧_(イ)之意。是故、只貫_(イ)近俗_(イ)之辭、既聚_(イ)指掌_(イ)之謬。弁_(イ)躡勢_(イ)之意、論_(イ)對屬_(イ)之法。專連_(イ)今愚_(イ)之聞、希拾_(イ)古賢_(イ)之作。方今、假_(イ)予於_(イ)恩恕_(イ)之人、擬_(イ)客於_(イ)答對_(イ)之士。問答語即起_(イ)自發_(イ)句_(イ)至_(イ)送句_(イ)。詠吟之詩亦呈_(イ)於_(イ)呂部_(イ)及_(イ)律部_(イ)。語之間先存_(イ)八種_(イ)之對。餘_(イ)二十一種_(イ)之對暫_(イ)不_(イ)論也。此則、舉_(イ)對_(イ)之區、詩篇易_(イ)詠、顯句_(イ)之品、筆躡易_(イ)存_(イ)之故也。然後、連句_(イ)詩序頌文諷誦雖_(イ)注_(イ)領綱_(イ)、不_(イ)委_(イ)毛目_(イ)分_(イ)之為_(イ)兩帖_(イ)、題曰_(イ)王澤不竭鈔_(イ)。盖是先作詩故也。只欲_(イ)扶_(イ)獨身癡忘_(イ)、誠非_(イ)備_(イ)他人_(イ)之才學_(イ)。于_(イ)時、困敦_(イ)之歲半闌_(イ)、孟秋_(イ)之天漸

涼。紙閣之閑夕、書窓之暇日也。

〈引用は国会図書館本に拠る。返点、句読点は私に施した。以下同じ。〉

以下は管見に従って、『秘府論』天巻序（以下特記しない限り『秘府論』序と云う場合はその天巻の総序を指す）の影響を受けているであろう文辞及び内容について聊か注釈的見解を述べてみたい。

(イ)「夫聖君馭_(イ)人也、垂_(イ)教令_(イ)而必成。童蒙立_(イ)身也、非_(イ)文章_(イ)而豈耐乎_(イ)」について。この句は『秘府論』序の「夫大仙利物、名教爲_(イ)基、君子濟_(イ)時、文章是本也_(イ)」を受けて表現したものである。『秘府論』では大仙（仏）の衆生濟度の方便としての文章と君主の人民統治のためのそれが強調され、その効用を説いているが、『王澤鈔』の方では仏の衆生濟度と云う点は全く触れられず、君主の人民統治のための文章と蒙の立身のためのそれとの効用が述べられている。また『秘府論』の略本とも云われる『文筆眼心抄』にはその書の効用を「可_(イ)畏後生寫_(イ)之誦_(イ)之、豈唯立身成名乎_(イ)」とあり、その表現の影響も考慮に含めるべきか。

(ロ)「孔宣勸詩之_(イ)言面牆、誠夫可_(イ)耻者歟_(イ)」について。これは「論語」陽貨篇の表現を踏まえたものとも云えるが、実際はそれを引用する『秘府論』序を意識した文辞と云えようか。『秘府論』には「經說阿毘跋致菩薩、必須_(イ)先解_(イ)文章_(イ)。孔宣有言、『小子何莫_(イ)學_(イ)夫詩_(イ)。詩可_(イ)以興_(イ)、可_(イ)以觀_(イ)。邇_(イ)之

事父、遠之事君、人而不爲周南邵南、其猶正牆面而立也」とあり、阿毘跋致菩薩が文章を理解することが重要であると説いたことと孔子が詩文を奨励する『論語』陽貨篇の記述とが並記されている。一方、『王澤鈔』には『秘府論』の阿毘跋致菩薩が文章の有用性を説く記述はない。

(ハ)「文圍」について。用例は『文選』序にも「歴觀文圍、泛覽辭林」とあるが、この語彙も『秘府論』序の「扣閑寂於文園、撞詞華乎詩圍」を踏まえた語彙か。

(ニ)「雖然、性素遲鈍、未快此事」について。これは『秘府論』序の「雖然、志篤禪默、不屑此事」を踏まえた表現であろう。その文章構造が近似するのみならず、そこで表現される謙遜の意図までもが同じである。『秘府論』は編者空海が志は仏道にあってそれを著すのは本意ではないと述べているのに対し、『王澤鈔』は作者自身が浅才ゆえにそれを記すことを躊躇する意を表している。

(ホ)「抑諸家爭談病犯、諸儒各造格律。載多在車、重何染筆」について。この表現は『秘府論』序の「沈侯劉善之後、王皎崔元之前、盛談四聲、爭吐病犯、黃卷溢篋、紺帙滿車」を受けた表現であろうと、語彙、構造の面から見て推測出来る。『秘府論』が「沈侯劉善」（沈約、劉善経）「王皎崔元」（王昌齡、皎然、崔融、元兢）と具体的な人名を連ねているのに対し、『王澤鈔』は単に「諸家」「諸儒」と示すのみである。

(ヘ)「玄妙之篇」について。「玄妙」とは一般にはそれはすぐれて深遠なことの謂で把握されるものである。この表現も『秘府論』序の「釋經妙而難入、李篇玄而寡和、桑籍近而爭唱」を下敷きにしたものか。

(ト)「辨體勢之意、論對屬之法」について。「辨體勢之意」とは『秘府論』地巻の総題である「論體勢等」のことを指しているよう。興膳宏氏の注につけば「體勢」の「體」とは「十体」のことで、「勢」とは「十七勢」のことである。^(注)『秘府論』地巻ではこれらの他「十四例」「六義」「八階」「六志」「九意」が分けられて説かれている。一方、「論對屬之法」とは『秘府論』北巻の総題「論對屬」を指しているよう。そこには「論對屬」「句端」「帝徳録」が収められている。尚、「句端」はそれを抄出する形態で『王澤鈔』下巻の巻頭に「発端叙事詞」として纏められている。

(チ)「語之間先存八種之對。餘二十一種之對暫不論也」について。これは対偶の種類に八種あり、その他の二十一種については顧慮しないとの謂であるうが、ここからも『秘府論』の影響を明らかに看取出来る。対偶の種類を八種とするのは観智院本『作文大体』なども同様であり、成立当初の趨勢を示すものとも思われるが、その他に二十一種が存在することを意識している点が注意される。つまり『王澤鈔』の作者は対偶の種類が合計二十九種あることを認識していたこととなり、それは『秘府論』東巻「二十九種對」を念頭に置いて

ていたことを却って明確に示しているのである。

以上述べてきたように『王澤鈔』序は明らかに『秘府論』を意識して記述されたものであることが窺える。しかし、その態度には『秘府論』における仏教的な記述に關しては全く顧慮されている形跡がない。このことは(イ)に見えるように文章を衆生済度の方便として、その機能を説く『秘府論』の記述は『王澤鈔』には反映されていないことから明らかであろう。また、(ロ)にあるように阿毘跋致菩薩が文章の有用性を説くことには触れず、『論語』陽貨編の言辞を殊更に強調していることからしても、『秘府論』を受容する際にその仏教的表現を意図して避けたことが窺われるのである。そこで、以下は『王澤鈔』上巻にある『秘府論』からの影響が顕著である箇所について考察を進めたい。

三

次に『王澤鈔』上巻の詩について説明がなされる箇所を挙げる。これについても『秘府論』を踏まえていると思われるものについてのみ簡単に注を付す。

抑對屬出^二廿九^一、病犯論^二廿八^一。雖然、近來只以先頌所唱^二四不同^一、二六對避^二三連是也^一。予之所^二口唱傳^一者、不^レ作^二難字^一、不^レ取^二難韻^一。露詞嚴而聞好、風情新而姿正。躡勢雖^レ學古、文句不^レ寫舊。煩不^レ讀點、巧可^レ置字。不^レ

弱好^二優玄之詞^一、不^レ迷而除^二忌諱之句^一。觀乎天文、以察^二時變^一。觀乎人文、以化^二成天下^一。蓋是其謂者歟。凡詩本志也。在心為志、發言為詩。若就^二四季之景物^一、欲述其志、早綴^二一首之篇章^一、須詠^二彼詩^一。自抄^二古今詩語^一、精妙^二防苦思^一。興不^レ來即披^二之催興^一。高手一句更起意、^二手下句弱於上句^一。愁學不^レ成、古賢所^レ誠也。孔子曰學者如^二牛毛^一、可^レ成^二功者如^二麟角^一、才難不^レ其然乎。則尤勸^二學稽古可^レ成^二功者也^一。詩雖^レ似^二一旦之興^一、披^二衆典^一必加^二力^一。欲^レ勸^二學夜間床頭置^二一盞燈^一、若眠來任^レ睡。睡覺即起、興發而意生、精神清爽、了々明白。神不^レ安令^二人不^レ暢^一、無^レ興即悟迷、所^レ覽無^レ益云々。今案為^二養精神^一、任^レ眠不起^二聞鷄歟^一。可^レ得^二其意^一。又赴旅所^二紙筆墨^一、常須隨身、興來即錄。無^二紙筆羈旅之間^一、意多草々也。又舊詠詩有^二種々篇目^一。雖然^二十牀六志十七之勢古所^レ論^一、八階九意十四之例今不^レ存。纔存^二六義^一。(中略)就中十七勢之中、景入^二理勢^一、理入^二景勢^一、此兩種近來猶可^レ存歟。景入理者、名一向不言^二景^一、兼^二理詠^一之。如^二云華色每春句不改^一、我齡遂歲老難^レ還。理入^二景勢者^一、一向不言^二理^一、兼^二景詠^一之。如^二云鶯聲誘引來花下^一、草色勾留坐^二水邊^一。又七種韻中連韻疊韻重字韻尤可^レ存歟。連韻者有^二發句^一如^二云皇德被州恩澤新^一、百家自是契千春。疊韻者如^二云悲淚不休露滴漉^一、感恩無^レ底海蒼茫。重字韻者如^二云桃李溪成花片々^一、鴛鴦砂暖翅雙々。

又調聲雖有上承下承曲、近來只如先唱二四不同二六對避三連。委細樣作文之次可談之。(下略)

(一) 對屬出廿九。東卷「廿九種對」を指す。

(二) 病犯論廿八。西卷「文廿八種病」を指す。

(三) 不作難字十句 南卷「論文意」の「所作詞句、莫用古語及今爛字舊意。改他舊語、移頭換尾、如此之人、終不長進」を受けた表現か。

(四) 觀乎天文四句 「易經」賁卦の象伝の言辭。「文選」序などにも引用されている。また天卷序「觀時變於三曜、察化成於九州」をも受ける表現か。

(五) 凡詩本志也三句 「詩經」大序の言辭。「文選」序などにも引用される。また南卷「論文意」の「詩本志也。在心為志、發言為詩」をも受けた表現か。

(六) 自抄古今詩語精妙之處五句 南卷「論文意」の「凡作詩之人、皆自抄古今詩語精妙之處、名爲隨身卷子、以防苦思。作文興若不來、即須看隨身卷子以發興也」からの引用。

(七) 高手一句更起意四句 南卷「論文意」の「高手作勢、一句更別起意、其次兩句起意。意如湧煙、從地昇天、向後漸高漸高、不可階上也。下手、下句弱於上句、不看向背、不立意宗、皆不堪也」を下敷きにした表現である。

(八) 欲勸學夜間床頭置一盞燈八句 南卷「論文意」

の「凡詩人、夜間牀頭、明置一盞燈。若睡來任睡、睡覺即起。興發意生、精神清爽、了了明白」からの引用。

(九) 神不安令人不暢三句 南卷「論文意」の「凡神不安、令人不暢無興。無興即任睡、睡大養神。常須夜停燈任自覺、不須強起。強起即惛迷、所覽無益」からの引用。

(十) 赴旅所紙筆墨五句 南卷「論文意」の「紙筆墨常須隨身、興來即錄。若無紙筆、羈旅之間、意多草草」からの引用。

(十一) 十牀六志十七之勢 地卷「十牀」「六志」「十七勢」のそれぞれを指す。

(十二) 八階九意十四之例 地卷「八階」「九意」「十四例」のそれぞれを指す。

(十三) 六義 六義は「詩經」大序に挙げられるものではないが、前後の文脈から見て地卷「六義」を指すものである。

(十四) 十七勢 地卷「十七勢」を指す。

(十五) 景入理勢、理入景勢 地卷「十七勢」の項目。以下に挙げられる例句は「秘府論」のそれと異なる。

(十六) 七種韻中連韻疊韻重字韻 天卷「七種韻」とその項目を指す。以下に挙げられる例句は「秘府論」のそれと異なる。

(十七) 上承下承曲 天卷「調聲」に「三相承者、若上句

五字之内、去上入字則多、而平聲極少者、則下句用「三平」承之。用「三平之術」、向上向下二途其歸道一也」とある。

ここに述べられることは詩作の実際における注意事項であるが、『秘府論』の影響が顕著であることが判然としよう。しかし、その態度には『秘府論』の所説を全面的に受容するのではなく、批判的な見地が見受けられる。その例としては「抑對屬出廿九、病犯論廿八。雖^レ然、近來只以先領所唱二四不同二六對避三連是也」と『秘府論』が二十九種の對偶、二十八種の病犯を説いてはいるが、「近來」においては二四不同二六對及び三連を避けることが重要であることを述べていることが挙げられる。また、「又舊詠詩有種々篇目。雖^レ然十牀六志十七之勢古所論、八階九意十四之例今不存。纔存六義」と『秘府論』地卷「論體勢等」で説かれる十牀、六志、十七之勢は「古所論」であり、八階、九意、十四例なども現在にはこれらは通用せず、ただ六義の説のみ通行すると述べていることなどもその例証となろう。また、「十七勢」中の「景入理勢」「理入景勢」及び「七種韻」中の「疊韻」「連韻」「重字韻」は当代も通用することを説き、それらの例句を挙げてはいるが、『秘府論』のそれとは異なっていることもその例として挙げる事が出来よう。

上述してきた『王澤鈔』における『秘府論』受容のされ方について纏めておきたい。『王澤鈔』は明らかに『秘府論』の影響を受けてはいるが、その態度は極めて批判的であると云

える。当時（近來）の趨勢を認識した上で、『秘府論』の所説（古所論）を取捨選択していることは特記すべきであろう。また、その序文から窺えるように『秘府論』序を強く意識しながらも、それにおける仏教的言辭は殊更に避けられていることなども特徴と云えようか。

そこで、作者が真言僧良季とであったと云うことを想起すると、聊か不自然であることは否めまい。なぜなら、『王澤鈔』には『秘府論』が高祖である弘法大師の聖教であると云う観点が全く脱落しているからである。そこで以下は『王澤鈔』の構成及びその内容から、それが僧侶の著した詩学書として適当なものであるかどうか、考察を進めることにする。

四

『王澤鈔』には詩、連句、序、願文、諷誦文の五種の文体の製作法についての記述がある。それらは詳細に概説されてはいるが、文体として集約すればこの五種を挙げることしか出来ない。^(注7)そこで注意したのは願文、諷誦文の説明がなされているにも拘わらず、表白を説く内容を見出せないことである。『王澤鈔注』には

○佛事^ニ諷誦願文トモニアレハ諷誦早々書也。諷誦^ニ无^キ時ハ願文^ヲ委可^レ書也。又諷誦計^ヲ、諷誦^ヲ委^テ可^レ書也。又諷願^{トモニ}、客^{セハ}表白^ヲ委^テ可^レ書也。又願文^ヲ、表白^ヲ大方書也。

とあり、仏事において願文、諷誦文、表白と云う三種の文体はそれぞれに關係しながら必要とされていたことが看取される。このことは諸宗、諸派の法則や次第の類にも詳しい。^(注8)因みに成立時期は下るものだが、真言宗の学僧印融の『文章問答鈔』(室町後期成立)にも仏事に関する文章様式としては願文、諷誦文、表白の三種の文体を取り挙げ、概説している。

次に『王澤鈔』に説明のある願文、諷誦文について考えることにしたい。

願文とは仏事において願意を述べる文章であり、諷誦文とは布施物を三宝に喜捨する趣旨を述べるそれである。^(注9)またこれらは仏事の施主が書くのが立前である。そのことは『王澤鈔』に

○諷誦願文へ施主ヨリ出書ヲレハ无_二左右_一難_レ讀者也。案内_ヲ以_テ兼_テ其_ノ草案_ヲヨマセテ聞_クヘキ也。難字_{トシテ}ハ大切_ノ故也。是古實也。(下略)

と諷誦文、願文はともに施主が書くものであるから、法会で実際に朗誦する僧にとっては読み難いので、事前に打ち合わせすることを説き示すこの内容から見て、それは明らかであらう。

一方、表白とは執り行われる法会の趣旨を仏前において三宝に向かつて宣告するものであり、啓白とも云われる。小峯和明氏が「表白は寺院僧坊の学侶が担当し述作にあたるもので、院政期以後に編纂される表白集もほとんど僧侶側の作で

ある」と指摘されるが、^(注10)正鵠を得ていると云えよう。実作の表白には公家の書いたそれもあるが、その例は極めて稀であり、僧侶が執筆することが一般であったようである。

以上の如く、願文、諷誦文は施主が書き、表白は僧侶が書くことが一般であったことが知られる。然らば、『王澤鈔』に願文、諷誦文の説明がなされ、表白については触れられることがないことはその作者が僧良季であることを疑わせる。勿論、これら三種の文体は僧侶に依る代筆がなされるものであったことも考えられようが、立前として願文、諷誦文は施主が、表白は僧侶が書くものであったのである。願文、諷誦文、表白のそれぞれの文章様式を専らにする位相が異なることを踏まえれば、『王澤鈔』の作者が僧侶ではない一般の在俗の者であったことを考慮に入れる必要がある。

以上、『王澤鈔』における『秘府論』受容を手掛かりにその作者について、考察を進めてきた。『秘府論』の受容についてはその序の仏教的言辞を用いていない点、また、『秘府論』の所説を当時の趨勢に照らし合わせて批判的に取捨選択している点などがその特徴であることを指摘し得た。また、『王澤鈔』には願文、諷誦文の説明はなされており、表白に関して言及がなされていないことが、その作者が僧侶ではないことを窺わせると云うことも指摘した。これらを纏めればその作者は僧侶であると云うことは一応、否定されようか。然らばその作者は真言僧の良季とは考え難い。僧侶ではなく一般の

在俗の者を想定すべきであろう。そこで参考にしたいのが神宮文庫本に付記された次の記事である。それについては以下述べる。

五

神宮文庫蔵の『王澤鈔』の巻末には次のように付記されている。(注)

清原良季

博士良業子頼尚大外記博士

良季、本名良尚、穀倉院別當、豊前守、

博士、得業生、主計頭、主水正、大

外記、従四位下、局務

龜山後宇多侍讀、正應四年六月六

日卒年七十一、

これは『尊卑分脈』からの引用と思われる清原良季に関する系図である。このようなものを『王澤鈔』の巻末に付載していることから、後世の何れの者かはその作者に清原良季を当て嵌めていたことが読み取れよう。以下はその清原良季と云う人物は如何なる者であったのか考えてみたい。

次に『外記補任』における清原良季に関する記事を抄出する。

建治元年

大外記正五上（九七辭、十二廿六
還任）

同二年

大外記正五上

同三年

大外記正五上

同四年（弘安元年）

大外記正五上

弘安二年

大外記正五上

同三年

大外記正五上（十月一日補穀倉院
別當）

同四年

大外記正五上（穀倉院別當）

同五年

大外記正五上（穀倉院別當）

同六年

大外記正五上（穀倉院別當）

同七年

（叙留四品例侍讀勞）大外記正五
上（穀倉院別當、十一廿五従四位
下侍讀勞大外記如元）

同八年

大外記從四下（穀倉院別當）

同九年

大外記從四下（穀倉院別當）

同十年

大外記從四下（穀倉院別當、正、
辭）

辭

〈括弧内は小字〉

『外記補任』には建治元年以前の記事がないから、それについては詳らかにし得ないが、建治元（一二七五）年から弘安十年（一二八七）まで大外記に補せられ局務（大外記の上首）を務め、弘安三（一二八〇）年以降は穀倉院別當を兼任

している。また位階は弘安六（一二八三）年までは正五位上であるが、同七（一二八四）年十一月二十五日に侍読の勞に依り従四位下に昇進している。この侍読とは後宇多天皇のそれを務めたものである。

清原良季と云う人物について先に挙げた神宮文庫本『王澤鈔』巻末の付記（『尊卑分脈』との異同はない）と『外記補任』の記事とから纏めることにしたい。父は清原頼尚で本名は良尚と云い、生年は、その卒年には正応四（一二九一）年に七十一歳で没したとあることから、承久三（一二二一）年であつたと思われる。得業生を経て博士となり、通例に従つて建治元年以前の幾許の時期からか大外記（局務）に補され、その間は位階は正五位上であつた。また、大外記に補せられる前は豊前守、主計頭、主水正などを歴任したことが推測される。弘安三年十一月一日以降穀倉院別当を兼任し、同七年十一月二十五日に後宇多天皇の侍読を務めた勞により、正四位下の位階を授与され、同十年正月に職を辞し、正応四年六月六日に七十一歳で没した。尚、龜山天皇の侍読も務めたとあるが、具体的な年次については明らかにし得ない。何れにせよ、それは龜山天皇の在位期間、正元元年から文永十年の間であつたことは間違いない。

以下、清原良季が『王澤鈔』の作者として適当な存在であるのかと云うことを考えていくことにしたい。

まず、『王澤鈔』の成立が先述の通り、『王澤鈔注』が説く

内容を踏まえて建治二年であつたとすれば、清原良季はその時期には生存しているから問題はない。然れば『王澤鈔注』が清原良季を僧良季と誤認したものとも考えられよう。一方で後世の何人かが『王澤鈔注』に記述される僧良季を『外記補任』などを参照して清原良季と帰納的に導き出したものとも推測されようか。何れの記述に従うとしても建治二年には清原良季と僧良季との二人の人物がいたことになる。清原良季が出家して、その法諱に俗名をそのまま用いたと云う可能性は考慮すべきかも知れないが、清原良季が出家したとの事実は『尊卑分脈』などからも読み取れることは出来ず、また成立年次の建治二年は大外記に補されているから、その当時出家していたとは思われない。そこで先に述べてきたように『王澤鈔』の『秘府論』受容のされ方やそこに概説される文体などから推して、その作者が僧侶ではないことを踏まえるならば、清原良季が『王澤鈔』の作者である整合性はある。

次に、清原良季が『王澤鈔』の作者であつたと仮定すれば、『秘府論』を何処から入手したかと云う問題がある。『秘府論』は小西氏が説かれる通り、多くは悉曇及び韻学に関連する書物に引用され、その享受も真言宗の学匠を中心になされたものである。清原家は明經の家柄ではあるが、『秘府論』を所持していたかは疑問の残るところである。さりながら、当時、『秘府論』は一般在俗の公家にも流布していた形跡もある。弘安十年頃に成立したとされる『為兼卿和歌抄』に『秘

府論』(または『眼心抄』)を踏まえた記述があることは、^(注13)その証左となろう。然れば、清原良季が『秘府論』の存在を認識し、それを自分の述作に利用したことも可能性としては認められよう。

また、先にも触れたが清原家が明經の家柄であることも問題になろう。経書を中心に修学する儒学者の家柄である。その家の者が文章作法に関する詩学書を執筆するものであろうか。菅原、大江二家の如く文章道を専学する者であれば、あり得る事柄として認められようが、清原家の者がかような著作をなすかと云うことも疑問点の一つに挙げられよう。しかし、この点に關しても清原家が代々世襲した大外記と云う職掌から考えれば、説明は可能である。『合義解』には「大外記二人。掌勘造詔奏。(謂勘正詔書。及勘造奏文也。)及讀申公文。(謂上日行事之類。讀申於少納言局也。)勘署文案。檢出稽失」とあり、詔書、奏文などの公文書の起草には文章に關する知識は必要であり、全く文章に頓着しなかつたと云うことではあるまい。^(注14)然らば清原家の人物が『王澤鈔』の如き詩学書を著す蓋然性も認められようか。

以上の如く、清原良季を『王澤鈔』の作者として当て嵌めて考えることも可能であるが、それを積極的に認める証左に乏しい。しかし、『王澤鈔注』にその作者として良季と云う名が記述されていることは等閑に出来ない。また、先述したように『秘府論』の受容のされ方が僧侶のそれとは異なるもの

であると思われること、『王澤鈔』に概説される文体に施主が書くべき願文、諷誦文があり、僧侶が専らとする表白の記述がないことなどは、その作者が僧侶ではなく一般在俗の者であることが適當であることを示しているのである。これらを総て踏まえて考えるならば、断言することは避けたいが、その作者が清原良季である可能性を指摘しておきたい。

六

『王澤鈔』は以上述べてきたことに従えば、僧侶の著作であるとは認め難い。一般在俗の者が著した詩学書であると把握する方が妥当である。そこでその作者として良季と云う名を挙げる『王澤鈔注』を踏まえるならば、清原良季がそれに当て嵌まるだろうことを指摘し得た。勿論、清原良季以外の人物がその作者である可能性も否めないが、今のところは、その蓋然性からして最も適當な人物であると云える。また『王澤鈔』のその書名は周知の通り、「王澤竭而詩不作」(『文選』西都賦序)に基づくもので、王の徳化に依り詩文の隆盛を庶幾する意図を含めたものと思われるが、抑もかような書名を僧侶が自身の著作に付けるのであろうか。書名のみに着目しても僧侶の作であることは不自然のように思われるのである。

然らば、そこから『王澤鈔』が僧良季の作であると伝来

されてきたと云うことも新たな問題点として挙げられよう。

このことは恐らくその享受の形態に關聯しているのではなからうか。多く僧侶の述作の中に『王澤鈔』を引用した形跡がある。中世において詩学書は僧侶の作においてその利用が顯著である。例えば『作文大体』も平安後期中御門宗忠がその子覚晴の為に文章作法を記したものとされるが、多くは僧侶が享受し、その改編も行っている。このことからしても中世における詩学書は僧侶の文筆活動と關係しながら、發展消長していることが窺える。かような動勢に配慮して『王澤鈔』の作者が僧良季であるとされてきたことも再考する必要があるろう。

何れにせよ、これらのことは作者が清原良季であるとすることを含めて『王澤鈔』自体の読みを深めてから、確かな結論を得られる事柄である。それについては後考を俟ち、稿者においても機会を得て考察を進めることにしたい。

- 注1 山岸徳平氏は『王澤鈔』の作者は未詳（『作文大躰について』『日本漢文学研究』〈山岸徳平著作集1〉有精堂 昭和四十七年）とされ、『王澤鈔注』を良季が著した註釈書（澄憲とその作品『同上』とされるが、本稿では良季が『王澤鈔』の作者であることを前提とした）。
- 2 川口久雄氏『三訂平安朝日本漢文学史の研究』下（明治書院昭和六十三年）八八四頁
- 3 小西甚一氏『文鏡秘府論考』研究篇上（大八洲出版 昭和二十

十三年）七頁及び同研究篇下（大日本雄辯講談社 昭和二十六年）一五六頁

4 明らかな誤写と思われるもの及び虫損等により判読不能の箇所は内閣文庫本の表記を傍記した。以下同じ。

5 以下、引用する『秘府論』の本文は興膳宏氏訳注『弘法大師空海全集』（筑摩書房 昭和六十一年）第五卷のそれに拠る。

6 注（5）興膳氏前掲書。

7 真如藏本には尾題の後に賦について説かれている。詳しくは『漢文学資料集』（真福寺善本叢刊）第十二卷 臨川書店 平成十二年）を参照されたい。

8 安居院流信承『法則集』に挙げられる次第をその順次に従って略記すれば、登礼盤、三礼起居、開眼、神分、表白、願文、発願、四弘、開題、誦経、誦誦、発願、咒願、仏名、教化、説法、別願、廻向、総廻向、打磬、下礼盤、布施の順となる。

詳しくは小峯和明氏「表白」「仏教文学講座」第八卷（勉誠社 平成七年）を参照されたい。

9 誦誦文については今成元昭氏「誦誦文」生成考（『国文学研究』一〇二号 平成二年十月、後藤昭雄氏「誦誦文考」「平安文学論究」第九輯（風間書房 平成五年）及び拙稿「誦誦文小考」中世詩学書の視座から（『比較文学論叢』創刊号 平成十年十二月）などを参照されたい。

10 注（8）前掲小峯氏論文。

11 神宮文庫本『王澤鈔』（函架番号三三三三七）は無刊記整版本を忠実に模写した近代の写本であるが、巻末の付紙には「右王澤不渴鈔一冊水戸彰考館所藏」とあり、彰考館蔵本を写したものと思われる。

12 注（3）小西氏前掲書、研究篇上七頁

『為兼卿和歌抄』には「秘府論」または「眼心抄」に基づいた記述が散見する。『花園天皇宸記』正中二年十二月廿八日条に「弘法大師文筆眼心、專爲兼之哥義、所依馮也」とあることから、為兼が参照にしたのは「眼心抄」の方であったと思われる。しかし、「眼心抄」が僧侶以外の一般の公家に流布していることは特筆すべきであり、このような状況下において「秘府論」も流布していた可能性は認められようか。これら詳しくは久松潜一氏校注『歌論集 能楽論集』（岩波古典大系）を参照されたい。

和田英松氏『新訂官職要解』（所功氏校訂 講談社学術文庫）の大外記の項には「内記の作った詔書を勘え正し、太政官の奏文を作り、先例をかんがえ、臨時、および恒例の儀式を奉行する官であるから、文筆に長じて儒官をへたものがあるのだと、『古今著聞集』にかいてある」とある。ここの『古今著聞集』の記述は巻第一「河内守繁雅賀茂の御前にて中原師方大外記拝任を夢見る事」の「師方は大監物にて、いまだ儒官をへざりければ、直に拝任いかゞと沙汰ありけり。重代稽古のものなりけれども、引たつる人もなかりけるに、忝神恩をかぶりて先途を達してける」を指すものか。また『官職秘抄』上の大外記の項には「往年多以文章生任之。近代以明經譜第任之」とあり、その職掌が文章とは無関係ではなかったことを示しているよう。一方、明經道については、かなり時代が下るものだが『諸家家業記』には「明經道は十三經を専らに學び、經書を表とし、詩賦文章を裏と被致候」とあることも傍証にはなるうか。

十六日 於九州産業大学にて「文鏡秘府論」の享受」と題して口頭発表した一部に基づき加筆修正したものである。当日、席上にて御教示下さった方々に御礼申し上げる次第である。

尚、脱稿後『漢文学資料集』（真福寺善本叢刊）第十二巻臨川書店 平成十二年）が刊行され、『王澤鈔』の真福寺本（残欠）及び叡山文庫真如藏本の影印翻刻が載り、解題（山崎誠氏担当）には作者の周辺の人物に日野資宣などの存在を示唆されているが、本稿において十分に活用出来なかつたことをお詫び申し上げます。これについては今後の課題としたい。

（おおいし なおかつ 九州大学大学院博士後期課程）

〔付記〕 本稿は第四十九回西日本国語国文学会（平成十一年九月二